

第64回 全国労働衛生週間

10月1日～7日（準備期間：9月1日～30日）

「全国労働衛生週間」は、労働者の健康管理や職場環境の改善など、労働衛生に関する国民の意識を高め、職場での自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的に毎年実施しています。

10月1日～7日を本週間、9月1日～30日を準備期間として、各職場での安全衛生についての見回りやスローガン掲示、労働衛生に関する講習会・見学会の開催など、さまざまな取組を展開します。

<スローガン>

健康管理を進める 広げる 職場から

平成25年度のスローガンは、近年、過重労働による健康障害やメンタルヘルスの不調などの健康問題が重要な課題となっていることから、労働者自身や管理監督者、産業保健スタッフが一丸となって健康管理を進め、労働者の心とからだの健康が確保された職場の実現を目指すことを表したものです。324点の応募作品の中から決定しました。

「全国労働衛生週間」に実施する事項

- 事業者、総括安全衛生管理者による職場巡視
- 労働衛生旗の掲揚、スローガンなどの掲示
- 労働衛生に関する優良職場、功績者などの表彰
- 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症などによる事故・緊急時の災害を想定した訓練などの実施
- 労働衛生に関する講習会・見学会などの開催、作文・写真・標語などの掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事などの実施

「準備期間」に実施する事項

日ごろの労働衛生活動の総点検を行い、労働衛生水準の向上を図りましょう。

- 健康管理の推進
- 労働者の心の健康の保持増進のための指針に基づくメンタルヘルス対策の推進
- 過重労働による健康障害防止のための総合対策の推進
- 労働衛生管理体制の確立と労働安全衛生マネジメントシステムの確立を始めとした労働衛生管理活動の活性化
- 作業環境管理の推進
- 作業管理の推進
- 労働衛生教育の推進
- 職場における受動喫煙防止対策の推進
- 粉じん障害防止対策の徹底
- 職場における腰痛予防対策指針による腰痛の予防対策の推進
- 熱中症予防対策の徹底
- 電離放射線障害防止対策の徹底
- 騒音障害防止のためのガイドラインに基づく騒音障害防止対策の徹底
- 振動障害総合対策要綱に基づく振動障害防止対策の徹底
- VDT作業における労働衛生管理のためのガイドラインにおける労働衛生管理対策の推進
- 化学物質の管理の推進
- 石綿障害予防対策の徹底
- 酸素欠乏症などの防止対策の推進
- 心とからだの健康づくりの継続的、計画的な実施のための体制の実施・充実
- 快適職場指針に基づく快適な職場環境の形成と推進
- 職場におけるウイルス性肝炎に関する理解と取組の推進
- 職場におけるHIV／エイズに関する理解と取組の推進
- 東日本大震災に伴う復旧工事における労働衛生対策の推進

主 唱 厚生労働省、中央労働災害防止協会

協 賛 建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、鉱業労働災害防止協会

主な取組事項・支援体制

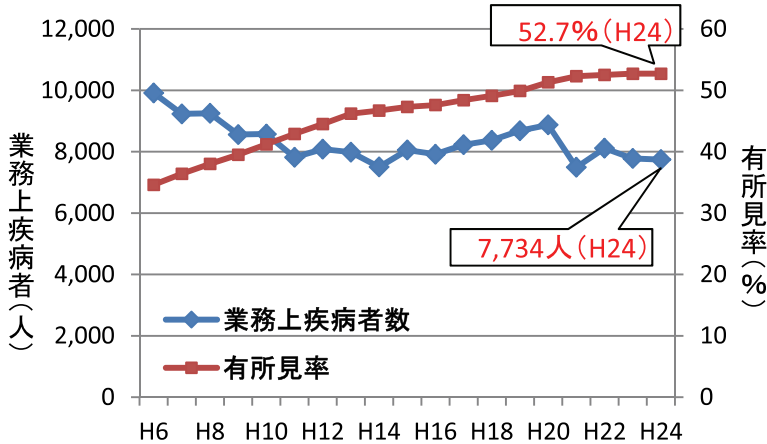
職場の健康診断実施 強化月間

健康診断の実施は事業者の義務です。

9月を「職場の健康診断実施 強化月間」として、健康診断の実施の徹底、健診結果に基づく保健指導など、労働者の健康管理を進めてください。

労働衛生の現状

(業務上疾病者数・定期健診有所見率の推移)



※各年度の業務上疾病発生状況、定期健康診断結果報告などに関する統計結果を公表しています。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzensei11/index.html>

メンタルヘルス対策支援センター

メンタルヘルス対策に関する事業者の取組を支援するために、都道府県にメンタルヘルス対策支援センターを設置しています。

<http://www.rofuku.go.jp/yobo/mental/tabid/114/Default.aspx>

こころの耳

厚生労働省では、働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」を開設し、職場におけるメンタルヘルス対策の促進を図っています。

<http://kokoro.mhlw.go.jp/>

携帯サイト
(QRコード)



第12次労働災害防止計画

厚生労働省では、産業構造や社会情勢の変化などに対応し、労働者の安全と健康を確保するため、平成25年～29年の5年間を対象とする「第12次労働災害防止計画」を4月にスタートさせました。

全体目標として、平成29年までに、労働災害による死亡者数、死傷者数（休業4日以上）とも15%（平成24年比）以上減少させることを掲げました。

また、「重点とする健康確保・職業性疾病対策」として、メンタルヘルス対策、過重労働対策、化学物質による健康障害防止対策、腰痛・熱中症予防対策、受動喫煙防止対策を掲げ、個別に期間中の目標を設定しています。

産業保健推進センター・地域産業保健センター

■産業保健推進センター

産業医などの産業保健スタッフへの専門的相談、研修などを実施しています。

■地域産業保健センター

労働者数が50人未満の小規模事業場で働く人などを対象に、健康相談の実施などの産業保健サービスを提供しています。

受動喫煙防止対策に関する支援事業

職場の受動喫煙防止に取り組む事業者を支援するために、喫煙室の設置に必要な経費の助成などの支援事業を行っています。今年度から助成金制度を拡充しています。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/jigyousya/kitsuenboushi/>

第8次粉じん障害防止総合対策

今年度から平成29年度までの5年間、第8次粉じん障害防止総合対策を推進します。

腰痛予防対策

休業4日以上職業性疾病のうち、6割を占める職場での腰痛。社会福祉施設での腰痛発生件数が大幅に増加しているため、今年度から指針を改定し、適用範囲を福祉・医療分野などに広げるとともに、腰に負担の少ない介護介助法を加えました。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/youtsuushishin.html>

熱中症予防対策の推進

9月も気温が高いことが予想されるため、通知（5月21日）に基づいた、職場での熱中症対策を推進してください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/h25necchuusou.html>

職場における化学物質管理について

化学物質を取り扱う事業場では、基本情報であるSDS（安全データシート）を入手し、活用することが必要です。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzensei03.html>